

第一種金融商品取引業者の事業年度規制の見直しに伴う
「業務方法書の取扱い」等の一部改正について

I. 改正趣旨

「4月1日から3月31日まで」に限定されている現行の事業年度について、第一種金融商品取引業者ごとに異なる設定をすることを許容する改正金融商品取引法が11月末までに施行されることから、清算参加者の管理を適切に行うため、清算参加者の事業年度を把握する規定を追加することとし、「業務方法書の取扱い」等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

○ 報告事項の追加

- ・ 事業年度の末日を変更した場合、当社に報告することとする。

(備 考)

- ・ 業務方法書の取扱い第8条第1項第27号
- ・ CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い第24条第1項第36号
- ・ 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第20条第1項第36号
- ・ 国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第7条第1項第37号

III. 施行日

当社が定める日から施行する。

(注)「当社が定める日」は平成26年11月29日。

以 上

業務方法書の取扱い等の一部改正新旧対照表

目 次

1. 業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表
2. C D S 清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表
3. 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表
4. 国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第8条 業務方法書第20条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(26) (略)</p> <p><u>(27) 事業年度の末日の変更があったとき。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、当社が定める日から施行する。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第8条 業務方法書第20条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(26) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2・3 (略)</p>

CDS 清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第24条 業務方法書第20条に規定する当社が定める場合は、清算参加者について次に掲げる事項が生じた場合とし、当該清算参加者は、当社所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して当該事項を当社に報告するものとする。</p> <p>(1)～(35) (略)</p> <p><u>(36) 事業年度の末日の変更があったとき。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、当社が定める日から施行する。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第24条 業務方法書第20条に規定する当社が定める場合は、清算参加者について次に掲げる事項が生じた場合とし、当該清算参加者は、当社所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して当該事項を当社に報告するものとする。</p> <p>(1)～(35) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2～4 (略)</p>

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第20条 業務方法書第20条に規定する当社が定める場合は、清算参加者について次に掲げる事項が生じた場合とし、当該清算参加者は、当社所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して当該事項を当社に報告するものとする。</p> <p>(1)～(35) (略)</p> <p><u>(36) 事業年度の末日の変更があったとき。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、当社が定める日から施行する。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第20条 業務方法書第20条に規定する当社が定める場合は、清算参加者について次に掲げる事項が生じた場合とし、当該清算参加者は、当社所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して当該事項を当社に報告するものとする。</p> <p>(1)～(35) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2～4 (略)</p>

国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第7条 業務方法書第19条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(36) (略)</p> <p><u>(37) 事業年度の末日の変更があったとき。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、当社が定める日から施行する。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第7条 業務方法書第19条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(36) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2～4 (略)</p>